

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 信濃町 (都道府県: 長野県)

本事業の担当部局名 総務課 まちづくり企画係

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	信濃町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	平成 30 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,700,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 当町の人口は、昭和35年の13,703人をピークに減少に転じ、令和2年国勢調査の数値で7,739人となっている。合計特殊出生率は、昭和58年から昭和62年に1.87と長野県平均を上回っていたが、それ以降は長野県平均を下回り、平成25年から平成29年には1.42と低下傾向にある。婚姻率は、令和3年において3.36と増加しているが、30代以上の婚姻が増加分とみられる。それらの要因として、結婚適齢期である20代~30代の人口割合が低いことがあげられ、婚姻数及び定住者数の増加を図ることで、出生数を増やし、少子化に歯止めをかける必要がある。また、長野県が令和2年9月に実施した「長野県民の結婚・出産・子育てに関する調査」の結果では、結婚意向がある人が独身である理由として「結婚生活を送るには年収が少ない、または結婚資金が足りない」が14.3%、「適当な相手にまだ巡り会わないから」の38.7%と高い割合となっていることから、経済的不安が結婚の障害になっていることがうかがえる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 年少人口の減少が進んでいるため、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援という視点を持ちながら、少子化に対する施策。 結婚や妊娠・出産についての希望をかなえることができる環境づくり。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「信濃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「新しいひとの流れを生み出す地域の創造~快適定住環境のまちづくり~」「子育て世代に選ばれる地域の創造~「子ども」が輝くまちづくり~」を基本目標として掲げ、 ①独身の男女を対象に結婚の促進を目的とした事業に対する支援 ②子育て世代の負担軽減、支援 の取組を行うこととしている。本事業については、上記取組の②に位置づけられ、本事業を行うことで、結婚から子育てまで一体的な支援を行い、出生数の増加を図る。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
夫婦共に町税を滞納していないこと。 夫婦共に暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものではないこと。			

2. 申請見込

①新規世帯見込 世帯 ②継続世帯見込 世帯
 上記のうち ともに29歳以下 世帯
 その他 世帯

【世帯数積算根拠】

29歳以下:1世帯(申請見込)×60万円(補助上限額)=600千円
 上記以外:1世帯(申請見込)×30万円(補助上限額)=300千円

・申請見込みについては、令和5年度の当事業における支給見込みから引用。

(参考)

【令和5年度申請状況】
 申請世帯数見込 世帯
 ~12月(実績) 世帯
 1月~3月(見込) 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	2 世帯 × 600,000 円 =	1,200,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

町広報誌、町ホームページ等により広報を行うとともに、戸籍窓口にて婚姻届提出者に当該事業のチラシを配布する。
 また、移住パンフレット当該事業を掲載することで町外者(移住検討者)への周知を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		第2期 信濃町 まち・ひと・しごと創生 総合戦略			
	合計特殊出生率			1.5	1.42
				(平成30年~令和4年)	(平成25年~平成29年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.42 (平成25年~29年)	
	婚姻件数		件	18 (令和4年度)	
	婚姻率			2.42 (令和4年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	33
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	50	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	60	50	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長野県の公共施設・関係機関等でのチラシの配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	引越し関連業者及び賃貸事業者等と連携して当該事業の周知を行う。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。